

議案第80号

新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成24年12月4日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例

新居浜市市営住宅条例（平成9年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号アを次のように改める。

ア 入居者が次のいずれかに該当する場合 214,000円

（ア）入居者又は同居者に次のいずれかに該当する者がある場合

- a 次項第2号アに該当する者
- b 次項第2号イに該当する者（3級に該当する程度の者を除く。）
- c 知的障害でbに規定する精神障害の程度に相当する程度に該当する者
- d 次項第3号、第4号、第6号又は第7号に該当する者

（イ）60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

（ウ）同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

第6条第1項第2号イ中「平成23年改正前の令第6条第5項第2号に規定する金額」を「214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）」に改め、同号ウ中「平成23年改正前の令第6条第5項第3号に規定する金額」を「158,000円」に改める。

第7条第3項中「同条第5項第1号に規定する金額」を「214,000円」に、「同条第5項第1号に規定する金額について整備政令第5条の規定による改正前の改良法施行令第12条の規定により読み替えられる金額」を「139,000円」に、「平成23年改正前の令第6条第5項第3号に規定する金額」を「158,000円」に、「平成23年改正前の令第6条第5項第3号に規定する金額について整備政令第5条の規定による改正前の改良法施行令第12条の規定により読み替えられる金額」を「114,000円」に改める。

第20条第2項中「公営住宅法施行規則及び公営住宅等整備基準の一部を改正する省令（平成23年国土交通省令第103号）第1条の規定による改正前の法施行規則」を「法施行規則」に改める。

第36条第2項中「平成23年改正前の令」を「令」に改める。

第37条第2項中「整備政令第5条の規定による改正前の改良法施行令」を「改良法施行令」に改める。

附則第13項中「同条第5項第1号」を「214,000円」に、「第6条第5項第1号」を「第6条第5項第1号に規定する金額」に、「平成23年改正前の令第6条第5項第2号」を「214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）」に、「平成19年改正前の令第6条第5項第2号」を「平成19年改正前の令第6条第5項第2号に規定する金額」に、「平成23年改正前の令第6条第5項第3号」を「158,000円」に、「平成19年改正前の令第6条第5項第3号」を「平成19年改正前の令第6条第5項第3号に規定する金額」に改める。

附則第14項中「平成23年改正前の令」を「令」に改める。

附則第15項中「整備政令第5条の規定による改正前の改良法施行令」を「改良法施行令」に改める。

附則第16項を次のように改める。

16 平成28年3月31日までの間は、公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第357号。次項において「平成17年改正令」という。）附則第2条に規定する者については、第6条第2項第1号に該当する者とみなす。

附則に次の1項を加える。

17 平成28年3月31日までの間は、平成17年改正令附則第3条に規定する場合

については、第6条第1項第2号ア（イ）に該当する場合とみなす。

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

#### 提案理由

公営住宅法の一部が改正され、市営住宅の入居に係る収入の基準が条例に委任されたことに伴い、当該基準について必要な事項等を定めるため、本案を提出する。